

東京大学発明等取扱規則の一部を改正する規則（令和5年6月29日東大規則第5号）

改正理由：この規則の実施にあたり必要な事項を別に定めることとするため、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略)	(略)
(既存の契約)	(既存の契約)
第30条 (略)	第30条 (略)
	<u>(補則)</u>
	<u>第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、東京大学基本組織規則第18条第1項の規定に基づく組織として設置される産学協創推進本部の長が別に定める。</u>

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 東京大学発明等取扱規則実施細則（平成16年9月30日東大規則第181号）は、廃止する。